

議案第31号

専決処分事項の承認について

守谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年 6月12日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日

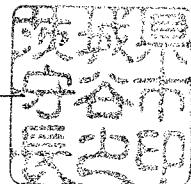
議案	頁数
31号	1

専 決 処 分 書

守谷市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

守谷市長 会田 真



守谷市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

守谷市長 会田正一

守谷市条例第10号

守谷市税条例の一部を改正する条例

守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「，寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第10条の2第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め，同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め，同条を附則第10条の3とする。

附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め，同条第6号を次のように改める。

（6）前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合にあっては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項，附則第13条の3の場合にあっては法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項）

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め，同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に，「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め，同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に，「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に，「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第13条の4を削り、附則第13条の5を附則第13条の4とする。

附則第15条第1項中「第6項まで」を「第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする

旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の守谷市税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 この条例による改正前の守谷市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第13条の3第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条 第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条 第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項
旧条例附則第13条 の3第2項	前項	附則第13条の3第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第13条 の3第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第13条の3第1項

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2 又は守谷市税条例の一部を改正する条例（平成24年守谷市条例第号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改
--------	----------	--

		正前の守谷市税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

提案理由（議案第31号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、守谷市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の主な内容は、個人住民税に係る年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受ける場合に申告書の提出を不要とするもの、固定資産税の土地に係る負担調整措置の継続及び住宅用地に係る据置特例の廃止です。

よろしく御承認くださるようお願ひいたします。

参考資料

守谷市税条例新旧対照表

改 正	現 行
(市民税の申告)	<p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第2第5項に規定する扶養控除額の控除又は法第314条の8第5項に規定する雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第9項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けるとするものとするとする。以下この条において「給与所得等以外の所得を有した者」という。)及び第24条第2項に規定する(市民税の申告)</p>

<p>者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2から8まで（略）</p> <p>（固定資産税の納税義務者等）</p>	<p>4条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2から8まで（略）</p> <p>（固定資産税の納税義務者等）</p>	<p>第54条（略）</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができると資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）</p> <p><u>第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定め</u></p>
---	---	---	---

る割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)
2から7まで (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (7) まで (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで (略)

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度まで

		(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
	<u>第10条の2</u> (略) 2から7まで (略)	8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
		(1) から (7) まで (略)
		9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
		(1) から (6) まで (略)
		(土地に対して課する平成21年度から平成23年度まで

<p>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めることによる。</p> <p>(1) から(5)まで (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあっては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第13条の3の場合にあっては法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)</p>	<p>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めることによる。</p> <p>(1) から(5)まで (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第7項(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条の4第5項において準用する法附則第18条第7項、附則第13条の4の場合にあっては法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第7項、第18条の3及び第19条の4第6項から第8項までの規定)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(平成23年度又は平成23年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に對して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資</p>
--	--	--

<p>産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地</u>であって、<u>平成26年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u></p>	<p>第12条 宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の<u>当該年度分の固定資産税額</u>が、当該宅地等の<u>当該年度分の固定資産税の課税標準額</u>に、当該宅地等に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税の課税標準として定められた額）に100分の5を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法</p>
---	---	--

第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度

から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税の課税標準となるべき価格に10当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

	(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。) を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成2 6年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定 にかかるらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に 定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」とい う。）とする。	
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成2 3年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定 にかかるらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定	
6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度 までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかる らず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定	

<p>に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p><u>第12条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p><u>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p><u>第13条 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固</u></p>
--	---	---

定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第13条の3 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税

定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第13条の3 市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税

議案項目	件数
31	10

	<p><u>額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</u></p>
<p><u>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当</u></p>	<p><u>3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当</u></p>

該固定資産税額とする。

当該固定資産税額とする。

4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。）を超える場合は、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。
(住宅用地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の減額)

第13条の4 (削除)

第13条の4 平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第13条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において

<p>同じ。) に係る当該年度分の固定資産税額 (当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第12条又は第13条の3の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額とする。以下この条において同じ。) が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。</p>	<p>(1) 平成21年度 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額 (当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けた住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成21年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>(2) 平成22年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、</p>
--	--

<p><u>それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に，負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは，当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成22年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</u></p>	<p>イ 平成21年度分の固定資産税について，前号の規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等等に係る平成21年度分の固定資産税に係る同号に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等等が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けたる住宅用地等であるときは，当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に，負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成22年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等である</p>
--	--

		規定する課税標準となるべき額」とする。
2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取 得のうち平成18年1月1日から <u>平成27年3月31日ま</u> での間にされたものに対して課する特別土地保有税につい ては、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準とな るべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準とな るべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がな るものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。） に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第 1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1 項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適 用がなものとした場合における価格をいう。）に2分の 1を乗じて得た額」とする。 3から5まで (略)	2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取 得のうち平成18年1月1日から <u>平成24年3月31日ま</u> での間にされたものに対して課する特別土地保有税につい ては、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準とな るべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準とな るべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がな るものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。） に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第 1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1 項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適 用がなものとした場合における価格をいう。）に2分の 1を乗じて得た額」とする。	規定する課税標準となるべき額」とする。
		(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資 産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)
第21条 (略)	第21条 (略)	3から5まで (略)
2 (略)	2 (略)	(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資 産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)
第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資 産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に 掲げる書類を市長に提出しなければならない。	第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資 産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に 掲げる書類を市長に提出しなければならない。	(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条

第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類	
(2) 次に掲げる事項を記載した書類	
ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途	
イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途	
ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途	
(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類	
(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類	
(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するもの所属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類	
(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)	(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

<p>第22条 (略) 2及び3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p>	<p>第22条 (略) 2及び3 (略)</p> <p><u>第22条の2</u> その有していた家屋でその居住の用に供して いたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生し た東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事 故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成2 3年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特 例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をい う。以下この項において同じ。)をしたことによつてその 居住の用に供することができない所得割の納稅義務 者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた 土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第 11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には は、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第3 6条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の 6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同 法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条 第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の</p>
--	--

5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期

間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第41条又は第41条の2の2とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項」により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「法附則第45条第3項」により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「法附則第45条第2項」により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、「法附則第45条第2項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項」により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項」により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

限の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項」により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「法附則第45条第2項」とあるのは「法附則第45条第2項」により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、「法附則第45条第2項」とあるのは「法附則第45条第2項」により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項中「租税特別措置法第41条の2の2」と、同条第2項第2号中「租

の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)」等の改正に伴う税条例の改正

○主な改正内容

1 個人住民税

(1) 年金所得者の寡婦（寡夫）控除の簡素化

〔第36条の2〕

平成23年度税制改正において、年金の特別徴収義務者が市町村に提出する公的年金等支払報告書に新たに「寡婦（寡夫）」の記載が追加されたため、個人住民税においては、年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。

《平成26年度分以後の個人住民税について適用》

2 固定資産税

(1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入

〔附則第10条の2〕

① 下水道除害施設に係る課税標準の特例

公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して、公共下水道の機能保持と公共水域の水質保全の観点から特例措置を3年延長→課税標準の軽減率3／4とする。

② 雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例

特定都市河川流域内において、雨水浸透阻害行為を行うものに対して、都市部の浸水被害対策を推進する観点から特例措置を3年間延長→課税標準の軽減率2／3とする。

《平成24年4月1日以降に取得された施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分について適用》

(2) 住宅用地に係る負担調整措置等の改正

〔附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第13条の3、第15条〕

平成24年度の評価替えに当たり、原則として従来の土地に係る負担調整措置を継続することとしたが、住宅用地に係る据置き特例については、不公平是正の観点から廃止することとした。

ただし、納税者の負担感等を考慮して、平成25年度までは負担水準90%（現行80%）以上の住宅用地について適用した上で、平成26年度に廃止する。

《平成24年度から平成26年度までの土地に係る固定資産税》

(3) 住宅用地等に係る条例減額制度の非継続

〔附則第13条の4〕

平成21年度税制改正において、当該年度の税額が、前年度税額に1.1倍以上で、条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、その超える額を減額できる制度（条例減額制度）が創設されたが、現在は全国的に地価の下落傾向（県内では全地点で下落）が続いていることから、平成24年度からは制度を継続しないこととした。

(4) 図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税の非課税措置の拡充

〔附則第21条の2〕

公益社団・財団法人の設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税の非課税措置について、一定の要件を満たす一般社団・財団法人を追加

↓

- ① 非営利型法人であること
- ② 年間収入額が5,000万円以下であること
- ③ 遊休財産額が翌年度に必要な事業費の額を上回らないこと

《平成24年4月1日から対象に追加》